

(仮称) 宮古岩泉風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成27年9月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して45日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成27年7月1日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成27年7月1日（水）付 岩手日報（朝刊：5面）

②地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・平成27年7月1日（水）発行 広報みやこ（別紙2参照）
- ・平成27年7月1日（水）発行 広報いわいずみ（別紙3参照）

③インターネットによるお知らせ

平成27年7月1日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト（別紙4参照）

<http://www.greenpower.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎等での縦覧

宮古地区合同庁舎、宮古市役所、宮古市川井総合事務所、宮古市新里総合事務所、岩泉町役場、岩泉町役場大川支所

②インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト
<http://www.greenpower.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 8 月 14 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎・各公民館の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、意見なし 5 名も含めて、13 名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成 27 年 7 月 16 日（木） 18 時 30 分から 20 時
開催場所：岩泉町大川基幹集落センター
来場者数：6 名
- ・ 開催日時：平成 27 年 7 月 17 日（金） 19 時から 20 時 30 分
開催場所：宮古市役所基幹集落センター
来場者数：6 名
- ・ 開催日時：平成 27 年 7 月 18 日（土） 14 時から 15 時 30 分
開催場所：宮古市役所川内地域振興センター
来場者数：3 名
- ・ 開催日時：平成 27 年 7 月 18 日（土） 18 時 30 分から 19 時 30 分
開催場所：宮古市市民体育館シーアリーナススポーツフォーラム棟
来場者数：2 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 8 月 28 日（金）まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は、10 通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>夏屋の開発は環境破壊だ</p> <p>川井地区夏屋の大規模林道に設置されようとする風力発電の設置は、急傾斜地に大型重機をいれ山肌を削り、総延長 33km の道と風車を設置する広場（70m×70m）が必要で広大な面積の山地の山肌が重機で削られ、更地になり、雨が降ると濁り、土石が流れ、大きな土石流災害の元凶となるかも、それが風車設置という人為的作業で起こるのです。</p> <p>風車設置には高さ 100m を超える風車を支える強靱な基礎が必要です。1基 500 リューベともいわれます。それが 70 基です。コンクリートの総量は 35000 リューベにもなります。夏屋川の一帯は閉伊川支流で宮古市民 5 万人の飲用水の水源地です。コンクリートのアルカリ分が地下水に溶けだしたとき水質基準は pH8.6 です。大丈夫ですか。宮古市民が飲用水、生活用水、工業用水を失うことなのです。</p>	<p>当事業では、尾根部を主に利用する計画となっており、ご指摘いただきました急傾斜地の山肌を削りながら道路及び作業ヤードを設置する計画ではありません。計画地への輸送路は既存道路を有効に活用し、計画地内においては、保護すべき動植物への影響や工事による改変を極力少なくするため、特殊な輸送車両、運搬装置を活用し計画地内の運搬路や組立場所の検討を十分に実施いたします。また、周辺の地形を利用しての作業ヤードの最小化、裸地部の早期緑化等の対策に加え、現況の雨水排水状況を変えない排水計画、土砂流出防止柵、沈砂池の設置を必要に応じて適切に設置することで、土砂の流出を抑える対策を実施いたします。</p> <p>コンクリートの使用量については、今後の地質調査等の結果を受けて、基礎等の深さから検討を行ってまいります。コンクリートのアルカリ分の溶け出しによる水源への影響については、各風車の離隔距離を約 300m としており、仮にアルカリ分の水が溶け出した場合にも分散されますし、沢からの水と合流することで希釈されることから用水、生活用水、工業用水には影響を及ぼさないものと考えております。</p>
2	<p>夏屋の環境保全を</p> <p>夏屋一帯の山地にはツキノワグマ、ニホンカモシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、テンなど多くの獣やイヌワシ、クマタカ、オオタカ、など 14 種類の猛禽類が確認され、チャマタラセセリ等貴重な蝶もみられます。</p> <p>多様な生物が生息するのは、周辺を一杯森、害鷹森など原生林に囲まれ豊かなエサ動物が育つ環境があり、里山から消えたカッコウ類の鳴き声も多く聞かれ、イヌワシやクマタカにとってはエサの捕獲しやすい牧野や更地が各地にあり、多くの生き物の良好な生息地です。後世に残すべき貴重な一帯で、宮古市にとっては生き物の宝庫です。</p>	<p>イヌワシの利用の多くは非繁殖期で、クマタカは樹林性の種で尾根上への出現が少ない結果となり、尾根上での風力発電施設による影響は小さいと考えております。また、多くの種が確認されている樹林環境の改変を極力少なくするなどの措置をとっております。</p> <p>原生林という言葉の受け取り方にもよりますが、一部にブナやオオシラビソの自然林が残りますが、広くは一度伐採の入った二次林が広がっています。特に尾根上の風衝地形では、長年手を入れて、地形を守ってきた経緯があり、すでに林道が入っていることを考えると、風車施設の管理道として、しっかりと管理を行うことで、山地を守ることにつながると考えております。</p> <p>また、外来生物のアライグマについては文献資料調査からも現地調査からも確認されておられません。情報があるようでしたら、お聞かせ下さい。</p>
3	<p>宮古岩風力発電事業 環境影響評価準備書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上高地の宮古岩泉地区にとっては最高峰というべき地帯であり、このように大規模な事業は大きな環境破壊を伴うものとして賛成できない。 ・集中豪雨があれば、崩壊を誘発して下流域に甚大な被害をもたらすと考えられる。 ・北上高地は本州に残る最後の秘境といわれ、そこに巨大な風力発電のタワーを林立させることは悠久の自然を失うことになる。 	<p>改変区域を必要最小限にし、緑化対策をすることで影響の低減を図っており、必要以上の土地の改変を抑え、沈砂池や土砂流出防止策などの環境保全措置を実施することで、被害が生じないようにいたします。</p> <p>今後も改変区域を必要最小限にすることなどにより、貴重な自然の保全に努めながら、計画を検討してまいります。</p>

4	<p>サクドガ森周辺に生育するアオモリトドマツ林の保全に特段の配慮を望みます。</p> <p>サクドガ森のアオモリトドマツは北東北における分布地の東限にあたります。</p> <p>青松葉山とサクドガ森に自生するアオモリトドマツ林から、アオモリトドマツが徐々に、東側へと分布を拡大していることがわかります。</p> <p>従って、サクドガ森のアオモリトドマツが、最終氷期以降の植物の移動を示す1つの現象として考えられるため、この場所のアオモリトドマツは貴重であります。故に保全して下さい。</p>	<p>対象事業実施区域内においてもサクドガ森周辺でオオシラビン群落（アオモリトドマツ林）が確認されております。そのため、オオシラビン群落の保全を目的とし、当初の風力発電機の配置計画を変更し、オオシラビン群落を避けた現在の配置計画いたしました。</p>
5	<p>当該、風力発電機の設置計画地を含む、兜明神岳～サクドガ森～堺ノ神岳にかけての一带は古くから「三兜」と呼ばれて信仰を併せもつ優れた風景地であります。</p> <p>一部は、人口森に改変され、草地造成はされているものの、サクドガ森～堺ノ神岳は、北上高地におけるアオモリトドマツの北限かつ東限の自生地として貴重であり、将来自然公園の候補地にあげられて然るべき地域であります。</p> <p>従って、軽々と風力発電機を設置すべきではないと考えます。</p>	<p>風力発電機の設置計画は、オオシラビン群落（アオモリトドマツ林）を避けた配置とするなど、現地調査結果や専門家のご意見を踏まえ、計画を変更いたしました。今後も、貴重な自然の保全に努めながら、計画を検討してまいります。</p>
6	<p>自然界への影響、特にイヌワシやクマタカ等への心配が大きいと思われるので、事業を反対いたします。猛禽類が減少すると、ノウサギやヘビ、ネズミ等が増えて将来大変な事になると思います。</p>	<p>現地調査の結果を踏まえ、イヌワシやクマタカが多く確認された現在の対象事業実施区域の南東側を対象事業実施区域から除外するなど、極力イヌワシやクマタカ等への影響を回避するよう努めました。イヌワシやクマタカは対象事業実施区域内でも確認はされておりますが、探餌行動などが多くみられた場所は風力発電機設置箇所から除外するなど、生態系への影響を回避・低減するような環境保全措置を行ってまいります。</p>
7	<p>震災以降自然エネルギー開発事業は目じろ押しの状態ですが、電気という商品は地産地消の最たるものだと考えますが作られた電気は地元で使用されるのでしょうか。青森県で作られた電気は東京でつかわれる頃にはその80%が熱と電磁波になってしまいます。近くで使われない電気は作るべきではないと考えます。また国民に対しての説明が全く不十分であると思います。県にもとい合せてみましたが、内容を理解していると思えるような解答はいただけませんでした。不透明な部分の多い開発事業には反対です。</p>	<p>本事業により生み出された電気は、全量を東北電力殿の送電網に供給する計画としております。供給された電力は、東北電力殿の送電線、変電所、配電線を通じ、負荷に応じて岩手県内を中心とした需要家へ供給されることとなります。</p> <p>また、本事業についての理解を深めていただけますよう、評価書等の記載には配慮して作成いたします。</p>
8	<p>当研究会では、宮古岩泉風力発電事業の計画地について、イヌワシならびにクマタカがハンティングエリアとして利用していることを確認しています。準備書においても両種の出現が、確認されています。</p> <p>1) 両種への影響について</p> <p>計画地に風車が建設されることにより、両種に対して、衝突死の発生、ならびに生息環境の改変による繁殖への悪影響が予測されます。</p> <p>また、イヌワシについて、衝突確率を根拠として評価されていますが、過去に衝突確率が低いとして建設された、釜石広域ウィンドファームにおいて、2008年にイヌワシ成鳥の衝突が確認されており、その原因等については、未総括の状態です。このようなことから、衝突確率によって議論すること事態が、現時点で科学的根拠を持たないと考えられます。</p>	<p>イヌワシ及びクマタカは対象事業実施区域内で確認されています。特にイヌワシの飛翔の多さから、南東部の尾根を対象事業実施区域から削除した経緯があり、繁殖への影響を少なくするために保全を図ってまいりました。また、イヌワシの主な餌場となる草地環境やクマタカの主な生息環境である樹林環境の改変を極力少なくするなどの措置をとっております。一方、衝突確率には不確実性が伴うため、事後調査を行うこととしております。</p> <p>また、有識者については、鳥類や現地の状況に詳しい専門家のご意見をうかがっておりますが、その他の方からの意見聴取も検討してまいります。</p>

	<p>本計画は、両種の生息を損なう可能性が高く、事業の中止もしくは大幅な計画変更が必要と考えます。</p> <p>2) 有識者の意見について</p> <p>有識者2名の意見として、クマタカは一般的に尾根部の利用が少ないと読める記述があります。しかしながら、現時点でそのような報告はなく、クマタカは尾根部もハンティングや移動のために利用することが多いのが事実です。これら2名の有識者は、鳥類の専門家として、知識が乏しいと考えられます。</p> <p>意見を聴く有識者を猛禽類の生態に詳しい有識者に変更、または増員すべきであると考えます。</p>	
9	<p>1. 事業計画は大規模な環境改変です。</p> <p>この事業計画地域は、北上高地の主峰、早池峰山の北に位置する兜明神岳から堺の神岳に至る稜線にあり、風車の設置場所は一杯森、サクダガ森から害鷹森、上松森に至る東西の尾根上にあり、希少な原生林も残っています。</p> <p>計画は、大型風車(2850Kw 高さ 136.5m ブレード 51.5m)を70基建設する岩手ではかつてない大規模なものです。森林の伐採、風車の取り付け用の広規格道路の新設、風車の設置土地の造成、送電線の敷設、貯木場の造成、野生生物への影響、景観など広範囲の環境改変(環境改変面積 62.14ha)するもので、その影響は測りしれないと考えます。工事で発生する残土処理も問題です。また風力発電施設の耐用年数は20年と短く長期安定できる施設ではありません。全国的に故障や事故の多いことも問題です。昨年、関連企業の釜石 WF では風車の落下事故がありました。これらを考慮すると、風力発電は自然環境に与える影響が大きく事業計画は中止すべきです。</p> <p>2. 土砂災害が懸念されます。</p> <p>事業地域の南の夏屋川の谷は、大規模林道の敷設により皆伐されて樹木が未だ回復していません。ここに風車建設のため、尾根上に広範囲に広規格道の建設は土砂災害を誘発する危険があり、また、下流の住民の不安や河川を荒廃させることとなりますので、事業計画は中止すべきです。</p>	<p>風力発電機の設置計画は、オオシラビソ群落(アオモリトドマツ林)を避けた配置とするなど、現地調査結果や専門家のご意見を踏まえ、計画を変更しております。また、周辺の地形を利用し改変面積及び樹木伐採を最小化する、裸地部の緑化、土砂及び濁水の流出防止策を実施する、掘削土の場内での再利用等の対策に加え、重要種の生息地点の改変が避けられない場合には、専門家の助言を受けながら適切な移植等の対策を実施することで重要種の保全に努め、環境改変を可能な限り低減できるよう適切な対策を実施してまいります。</p> <p>風車の稼動につきましては、適切なメンテナンスを実施し、風車の長期間の安定稼動及び事故の未然防止に努めてまいります。</p> <p>なお、当社と釜石広域ウィンドファームを操業しております企業との関連はございません。</p> <p>地元の夏屋地区の住民の方からの聴取により、ご指摘の通り十数年前に高規格林道の敷設に伴い皆伐をしたことを確認しております。山腹に伐採用の作業道を複数開設し伐採を行なったため、当時は住民の方も土砂災害等の発生を懸念されていたようですが、土砂災害等の発生はその後なく、現在では当時植林した樹木が十数メートル程度の樹高まで成長しており、順調に回復してきているとのことです。</p> <p>また当事業では、主に平坦な尾根部への設置を検討していること、周辺の地形を利用した改変面積及び樹木伐採の最小化の実施、裸地部の緑化の実施、土砂及び濁水の流出防止策の実施、掘削土の場内での再利用等の対策を行う等の対策を実施することで、土砂災害等の発生がないようにしてまいります。</p>

<p>3. 野生生物の調査結果について</p> <p>調査では、希少な野生生物が多種、多数記録されています。当該地域が優れた自然環境の場所であることを証明しています。</p> <p>ことに、希少猛禽類は 14 種記録され、その内イヌワシ 346 回とクマタカ 358 回の 2 種が非常に高い出現回数で、事業地域は高度利用地域と思われます。イヌワシとクマタカは高い出現率に拘わらず、保護上から飛翔・確認、の記録地図がないのは不自然で公表すべきです。</p> <p>渡り鳥調査では、マガン、オオハクチョウ、小鳥類（マヒワ、ツグミ、アトリ）が確認され渡りのルートであることが判明しました。また、希少種のコマドリ、キバシリ、シラガホオジロなど総計 6243 羽が記録されています。動物では、ツキノワグマが多く、コウモリ類はニホンコテングコウモリ、ヤマコウモリ等の生息が判明し、爬虫類のシロマダラも記録されています。</p> <p>事業計画地にはブナ、ダケカンバなどの原生林、野草も豊かで、生物との調和のとれた自然環境が残されている地域であることを示しています。</p> <p>また、イヌワシの餌となるノウサギは、工事施工の環境改変（道路建設と風車の設置する広場）により列状間伐と同じ効果で増加し、イヌワシの飛来が急増することが釜石 WF の例で分かっています。今回の結果でイヌワシの出現記録は多いのに、さらに遠くのイヌワシを呼び込むことが想定されます。ノスリの急増も考えられます。また、岩手のイヌワシは繁殖率の低下で危機的な状況で国はレッドリストの上位に指定保護しています。岩手県では専門の研究員を置いて繁殖率の回復に務めています。繁殖率の低さはイヌワシの行動に現れます。初期に繁殖に失敗すると非繁殖期の行動に移り、広い範囲を行動域にしてかなり遠い地域（伐採地、河口等）でも索餌行動が観察されます。</p> <p>ここはツキノワグマの生息密度の高い地域で、親子が毎年見られている場所です。開発に追われ里山への出現が懸念されます。また、造成地は、近年急増のニホンジカの餌場としてさらに個体数を増加させることが懸念されます。</p>	<p>ご指摘いただいたように対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類等の重要な種が確認されています。特に、イヌワシ、クマタカの飛翔・確認の位置図については、これらの種を保護する目的で、岩手県環境保全課のご指導に基づき非公表としております。</p> <p>ツキノワグマについては、現地調査において対象事業実施区域内でも確認されておりますが、可能な限り低騒音型の建設機械を使用するなど、影響を回避・低減してまいります。</p> <p>ニホンジカについては、各地で被害が増えておりますが、風力発電機の設置による個体数の増加等の事例は確認されておられません。しかしながら、樹木の伐採等を最小限にとどめるなどの環境保全措置により、さらに個体数が増加することのないように、影響の回避・低減に努めてまいります。</p>
<p>4. バードストライク・バットストライクが懸念されます。</p> <p>猛禽類では、イヌワシ、クマタカの出現率が高く、バードストライクが懸念されます。</p> <p>防止策は、南東部の設置数（89 基から 70 基）を減らし、ライトアップはしないなどがありますが有効な対策ではありません。風車設備だけでなく送電塔、送電線のバードストライクも脅威です。現在の風車は扇風機のようなブレードの防護がなく構造的欠陥があり、今後も悲惨なバードストライクを発生させます。バードストライクの主要因は、悪天候や時間帯（早朝、夕方）による視界不良であろうといわれています。悪天候時（霧、雲、雨、雪）には、風車を止めることが最善策と思います。結論として、希少な鳥類（猛禽類の生息地、繁殖地、渡り鳥のコース）、コウモリ類の生息地には風車を建設しないことが、最善策と思います。また、バードストライクの予測の確率が示されていますが、釜石 WF の例もありあてになりません。</p>	<p>環境保全措置にも挙げておりますように、構内の配電線は極力地中埋設にするなど、風力発電機以外の構造物についても考慮した計画としてまいります。</p> <p>また、衝突確率については、予測に不確実性があることから事後調査を行うこととしております。悪天候時のバードストライクについても、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。</p>

<p>5. 専門家の意見について</p> <p>専門家の氏名は伏せられていますが、公表すべきです。動物の専門家 A 氏は、ヤマコウモリのバードストライクを懸念しています。</p> <p>鳥類は 2 名 (B 氏 C 氏) の方の意見には、疑念の念を感じます。風車の設置規模は、大型の風車を広範囲に設置するもので、これまで、岩手では前例のない大型開発で、その影響は分からないのが実状と思われまます。2 名の意見は、イヌワシ、クマタカの出現回数が多いにも拘わらず、事業地域はイヌワシの営巣地から離れている、非繁殖期の利用が考えられる。クマタカは尾根を利用しないので事業への影響は少ない。マガンは事業予定地を休息地としない。アマツバメは風車に衝突する種とは思わない等。とても野鳥の生態を熟知しているとは思われません。イヌワシ、クマタカのバードストライクを懸念する意見が全く見られません。</p> <p>この意見に従い事業が決定したなら、釜石 WF の二の舞となります。風車設置の環境改変 (餌場の提供) によりイヌワシの飛来数が急増し国内初のバードストライクが設置後僅か 4 年弱で発生しています。</p>	<p>専門家の氏名については、環境影響評価準備書の審査手続きの際に求められれば公表しております。</p> <p>有識者については、鳥類や植物及び現地の状況に詳しい専門家のご意見をうかがっておりますが、その他の方からの意見聴取も検討してまいります。</p>
<p>6. 優れた景観が損なわれます。</p> <p>この地域は、大規模林道建設で事業予定地の峠周辺からは早池峰、薬師岳、堺の神岳、などの北上山系のすばらしい景観が一望できます。峠付近には地元運営する『峠の茶屋』もあり訪れる人の憩いの場所となっています。ここから谷を旋回するイヌワシも良くみられます。風車施設が建設されると景観が台無しになります。</p>	<p>周辺住民の方や不特定多数の方の来訪がある地点及び景観資源として重要な地点からの風車の見え方について検討を実施した結果、視認性・地点への立ち入りの可能性の観点から景観上支障を及ぼす恐れがある地点として、「道の駅やまびこ館」及び「峠の茶屋 楓」を挙げました。しかしながら、風車が周囲の景観に溶け込み景観に支障を及ぼすことがない配色として明灰色を選択することや改変部分の緑化によりその影響を低減できるものと考えております。</p> <p>なお、「峠の茶屋 楓」については、現状では不定期での営業となっており、年に 1 度のイベント開催時以外は利用者がほぼない状況であることから、事業開始後に風車の並ぶ姿を一望できるようになると、地元の新たな観光名所となり利用者の増加を期待する声も地元では寄せられております。</p>
<p>7. マスコミへの専門家の投書について</p> <p>岩手日報 8 月 5 日の日報論壇に『風力発電力か然保護か』と題し林学の専門家 (東北地域環境研究会顧問) のこの事業に対する意見が掲載されました。</p> <p>要約すると、以下の通りです。「この地はかつて自分が風蝕地の緑化事業に長年、取り組み再生させた地域である。再び開発されると「北上砂漠」再発のおそれがある。さらに当該地は景観が卓越し、グリーンツーリストの数も増えつつある。</p> <p>このような自然愛護コースに、巨大な風力発電塔の林立する姿や施工のための森の伐採、作業のための地表剥奪は、けっして好ましいものではない。イヌワシなどの希少動物類の行動への影響も軽視できない。」この地の保全に携わった専門家の意見ですので、参考にして下さい。</p>	<p>有識者については、鳥類、動物、植物及び現地の状況に詳しい専門家のご意見をうかがっておりますが、その他の方からの意見聴取も検討してまいります。</p>
<p>8. 結論として宮古岩泉風力発電事業に反対</p> <p>以上のことから、北上山系のすばらしい景観が一望できる場所と、希少な鳥類 (猛禽類の生息地、繁殖地、渡り鳥のコース) コウモリ類の生息地に風車を建設することに反対します。</p> <p>以上</p>	<p>工事に対する適切な対応及び、事業開始後の不確実性に対する事後調査の実施により環境に対する影響を可能な限り低減いたします。</p>

<p>10 環境影響評価の準備書について環境保全の面から、当該地域を風力発電の立地とすることに、憂慮を抱き意見を具申する。当該地は北上高地の稜線部にあり、風蝕荒廃地が分布していた。かつての北上山系大規模開発事業の開始の際にも、このことが重視され、国・県では岩手大学農学部や農林省林業試験場東北支場（当時）の協力で、実態調査や気象観測等を実施した。その当時存在した荒廃裸地面積は、民有林 203ha、国有林 138ha 合わせて約 340ha、総数 875 か所存在したことが、岩手県森林保全課の調べ（1976）で明らかにされている。</p> <p>北上高地の山頂付近の標高およそ 800m 以上の西向き斜面や頂部は、冬季は瞬間風速 30m/s を超す激しい季節風と、深さ 0.5m 以上の土壤凍結、顕著な霜柱・凍上現象が、素因となっている。それに粗放な林野放牧のための森林の伐採や過放牧が誘因と考えられる。山頂部は強風のため、積雪はほとんどなく、地表面の保護が不十分で、土壤凍結の融解後に、基盤の古生層の上に存在する火山灰土が春先に乾燥し、強風に飛散しあたたかも砂漠のような砂煙が広域に吹き上げる状況であった。当時の新聞紙上ではこの現象を「北上砂漠」と表現した。本準備書には該当地の気象観測や土地荒廃や植生再生既存資料が取上げていない。</p> <p>荒廃地復旧するために、国有林を管轄する青森営林局や地元岩泉営林署、民有林を管轄する岩手県や地元宮古農林事務所では、前記岩手大学農学部や、農林省林業試験場東北支場等の協力を得て、当初は一杯森や外山地区（岩泉町）等で、昭和 42 年度～平成 12 年度（1967～2000）の長期間試行錯誤の試験工事に取り組んでいる。以後、多額の経費と辛苦を重ね、そのほとんどを緑化に成功した。せき悪な裸地に樹草の種子を播き、風を防ぐ丸田柵の施工、むしろ伏せなどを施工し、その後ダケカンバとカラマツを植林して、やっとのことで現況のような森林に戻した。18 年の歳月と 8 億円の治山投資し蘇った外山地区には、関係者の叡智と努力が刻まれた石碑が建立されている。このような経過を決して看過してはならない。</p> <p>こうして荒廃地が緑に蘇ったとはいえ、一部に荒廃裸地が残存しており、例を挙げれば、堺ノ神岳の周辺のカラマツ林の成林地では、強雨のため、先折れや根浮き倒伏が見られる。つまり、植生が回復したとはいえ、土地保全の管理が不十分であれば、まだまだ、再荒廃する危険性を計画に潜在させている。この度の風力発電の対象地は、まさしく上記の治山事業対象地と重なり、かなりの部分は土砂流出防備保安林となっている。このような場所を、国や県で軽々に許認するとは考えられないが、万が一の実施の運びになるようであれば、既存の現地の気象観測資料や各種試験結果を精査し、万全の保全対策を考える必要がある。</p> <p>土地保全上のことを主に述べたが、当該地は北上高原の準平地帯で、景観上も卓越している。最近、この恵まれた自然環境を大規模林道（緑資源）等利用し、宮古市の木の博物館の見学を含め、グリーンツーリストが増加しつつある。この中心部に巨大な風力発電塔の林立や、その設置のために稜線部の森林伐採や、林地剥奪の状況を見せることや、開発でイヌワシの行動域を制約することにもつながり、残されていた北上高知の素晴らしい景観を損なうことは明らかである。クリーンエネルギーの開発や発展を否定する意図はないが、総合的な県土保全の観点から、この度の風力発電の立地選定には、これまで直接携わってきた知見をもとに不賛成の意を表する。</p>	<p>ご指摘いただきました事項については、当社としても慎重に扱うべきものと考えております。土地の形状等を判断しながら、改変面積及び伐採面積の最小化の対応及び緑化による植生の回復等の措置を実施することとしておりますが、これまでの治山事業の経緯や実施内容も踏まえながら表土や樹木の保護について有識者、国、県の指導を得て、適切な対応を検討及び実施してまいります。</p>
---	--

日刊新聞紙における公告

岩手日報 (平成 27 年 7 月 1 日 朝刊 5 面)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宮古岩泉風力発電事業
環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役 堀 俊夫
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)宮古岩泉風力発電事業

種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力

最大十九万九千五百キロワット

風力発電機の基数 最大七十基

三、対象事業実施区域 岩手県宮古市、下閉伊郡岩泉町
環境影響を受ける範囲であると認められる地域

岩手県宮古市、下閉伊郡岩泉町

五、縦覧の場所・時間 宮古地区合同庁舎一階県民ホール、
宮古市役所三階 環境課、宮古市川井総合事務所、宮古市

新里総合事務所、岩泉町役場四階 政策推進課、岩泉町役場

大川支所(いずれも土・日・祝日を除く開庁時)

電子縦覧 <http://greenpower.co.jp>

期間 平成二十七年七月一日(水)から
平成二十七年八月十四日(金)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の
保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・

氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に
備え付けておられます。意見書箱にご投函くださるか、平成

二十七年八月二十八日(金)までに左記の問い合わせ先へ郵
送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、岩泉町大川基幹集落センター(岩泉町大川字下町百十七
番地四) 七月十六日(木) 十八時三十分より

二、宮古市役所基幹集落センター(宮古市刈屋第十一地割
百一の十七) 七月十七日(金) 十九時より

三、宮古市役所川内地域振興センター(宮古市川内第五地割
七の三) 七月十八日(土) 十四時より

四、宮古市市民体育館シアアリーナスポーツフォーラム棟
三階 大会議室(宮古市小山田二丁目一番一号)
七月十八日(土) 十八時三十分より

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント

〒一〇七-〇〇五二 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ三階

電話 〇三(四五-一〇)二二〇〇 (担当)仁平

お知らせ

information

宮古市役所 ☎62-2111
田老総合事務所 ☎87-2111
新里総合事務所 ☎72-2111
川井総合事務所 ☎76-2111

インターネット公売を 実施します

市税務課

市税の滞納処分として差し押さえた財産を、インターネットによる競り売りで売却します。

●インターネット公売

■参加申込期間 7月7日(火)午後1時～23日(木)午後11時

■入札期間 7月30日(木)午後1時～8月2日(日)午後11時

■参加申し込みなどの方法
インターネットで「Yahoo! JAPAN」の官公庁オークションから申し込み。詳細は市ホームページをご覧ください (http://www.city.miyako.iwate.jp/zeimu/internet_koubai_2.html)。

■公売物件 置物、ポット、ストーブ、鍋、シルバーカー、漆器、グラスなど

●下見会を開催

■日時 7月14日(火)午後1時～3時 ※参加申し込みは不要

■場所 市分庁舎3階大会議室
<共通> ■問い合わせ 市税務課収納担当 (☎68-9074)

小型家電リサイクル 対象品目をご確認ください

市環境課さきいなまち推進室

平成27年1月から開始した小型家電回収ボックスによる回収は、毎月多くの皆さんにご利用いただいております。しかし最近では、回収品目以外のものがボックスに入れられることも多くなってきています。もう一度対象品目のご確認をお願いします。

■分類(対象品目) ①携帯電話類(携帯電話、スマートフォンなど)②パソコン類(ノートパソコン、

デスクトップパソコンなど)③デジタルカメラ類(デジタルカメラ、ビデオカメラ)④映像機器(DVDプレーヤー、ビデオデッキなど)⑤音響機器(デジタルオーディオプレーヤー、ステレオなど)⑥補助記憶装置(USBメモリ、SDカードなど)⑦電子書籍端末(電子ブックなど)⑧電子辞書、電卓⑨ゲーム機(ポータブルゲーム機、テレビゲーム本体など)⑩カー用品(カーナビ、カーオーディオなど)※詳細は市ホームページもご覧ください (<http://www.city.miyako.iwate.jp/kankyo/kogatakadenrisaikuru.html>)

■問い合わせ 市環境課さきいなまち推進室 (☎64-6488)

宮古地域の粗大ごみ収集 7月の対象地区のお知らせ

市環境課さきいなまち推進室

■収集日/地区 ①7月29日(水)/新川町、向町、大通、末広町、栄町、館合町、鴨崎町、和見町、西町、泉町、田の神、黒森町、山口、宮園、保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢、横町、黒田町、新町、本町、沢田

②30日(木)/磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村、実田、神林、藤の川、磯鶏、八木沢、河南一丁目、高浜、金浜、津軽石、赤前、白浜、重茂、音部 ※1軒の申し込みにつき3点以内。戸別に収集しますので、集積場には置かないでください ※申込時に粗大ごみの寸法(縦×横×高さ)を聞き取ります。事前に確認のうえ、ご連絡ください

■申込期限 7月17日(金)

■申し込み 市環境課さきいなまち推進室 (☎64-6488)

風力発電事業環境影響評価 準備書の縦覧を行います

市環境課

(株)グリーンパワーインベストメントが、本市と岩泉町にまたがる山間部で計画中の「(仮称)宮古岩泉風力発電事業」について、環境影響に関する調査や予測・評価

をまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧および説明会を次の通り実施します。

●縦覧を実施

■縦覧期間/時間 7月1日(水)～8月14日(金) ※土日祝日は除く/午前8時30分～午後5時

■縦覧場所 市環境課(市役所3階)、新里・川井総合事務所

●説明会を開催

■日時/場所 ①7月17日(金)午後7時/基幹集落センター(刈屋)

②18日(土)午後2時/川内地域振興センター ③18日(土)午後6時30分/市民総合体育館フォーラム棟3階大会議室

<共通> ■問い合わせ 市環境課保全担当 (☎68-9078)

宮古都市計画事業近内地区土地 区画整理審議会委員選挙を実施

市都市計画課

宮古都市計画事業近内地区土地区画整理審議会委員の任期満了(9月11日)に伴う委員選挙を次の通り実施します。

■投票日 8月30日(日)

■投票できる人 ①施行地区内の土地の所有権または借地権の登記をしている人。②未登記の借地権を有し、借地権の申告または権利変動届けをした人(土地の共有者や共同借地権者または転貸借地権者の人は、代表者選任届けが必要)

■選挙人名簿の縦覧期間/時間 7月13日(月)まで/午前8時30分～午後5時

■立候補届受付期間 7月29日(水)～8月7日(金)

■縦覧場所・問い合わせ 市都市計画課管理担当 (☎68-9136)

水道メーターの 取り換え作業を行います

市上下水道部施設課

有効期限8年を経過する水道メーターの交換を行います。ボックス周辺の整理にご協力ください。

■作業期間 7月13日(月)～21日(火)

■対象地区 小山田、長町、近内、西ヶ丘、千徳、長根、太田、千徳

源平の絵図のある家桐の花
 更衣テールブルクロスの白さかな
 河童見ん測とはここか藤映す
 貞任の山より下りし蟻惑ふ
 呼んだのは父かも知れず青嵐
 緑陰へちかづき息をとどのへぬ
 葉ざくらのささやく風とむつまじく
 手を打てば牛のよりくる山開き

自由吟 集句36 今日生選
 薩長が侵略国家にしてしまひ 憲一
 今日もまたかたづけ物とさかし物 邦子
 口ほどに手足動けば文句なし 繁
 取り崩す虎の子税に息も耐え 定富
 安楽椅子買ってもらって座れない シゲ
 課題「過去」集句30 多駄子選
 惜しまれる木造校舎の取り壊し 昇
 大戦を詠びた昭和が惜しまれる 紀雄
 惜しまれるうらが華だと深く 瑛子
 もてぬぼとちびたエンピツ捨てられず 千鶴子
 惜しまれて惜しんで今日の離散会 砂美
 課題「自由吟」集句40 峠風太選
 共白髪たどる先まで切れぬ糸 忠
 がれき除け四年経つ田へ差す光 八千代
 身の回り整理して寝る老い一人 ミワ
 天災と人災かさむ船の事故 孝司
 モンブルに指を唾える国技館 隆夫
 七月課題
 自由吟 三九選
 課題「雑」草 多駄子選
 自由吟「あの日から」 峠風太選
 投句締め切り 七月十日(金)
 投句先 岩泉字中家四八の一 岩泉川柳会事務局
 TEL (22) 3313 FAX (22) 4121

お知らせ Information

台湾の小学生と大学生が来町

【教育委員会】7月4日(土)から6日(月)まで、東日本大震災に対する支援がきっかけで町と交流を続けている台湾嘉義県嘉義市から、小学生と保護者など26人が来町して研修します。7月4日(土)から8月9日(日)までの期間は、嘉義市にある具鳳科技大学の大学生3人が、町内でホームステイと就業体験をします。どちらも見かけたら気軽に話し掛けてください。
 ◆問い合わせ…社会教育室(内線520) びー☎00-0522

風力発電事業への意見を募集

【政策推進課】(株)グリーンパワーインベストメントが、町と宮古市にまたがる害鷹森と一杯森周辺の山間部で計画中の「(仮称)宮古・岩泉風力発電事業」に関して、環境影響評価方法書の縦覧と説明会を行います。
 ◆縦覧期間…7月1日(水)～8月14日(金)、午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
 ◆縦覧場所…政策推進課、役場大川支所
 ◆意見書受け付け場所…縦覧場所に備え付けの投函箱へ
 ◆説明会日時・場所…7月16日(木)午後18時30分～、大川基幹集落センター
 ◆問い合わせ…政策推進室(内線405) びー☎00-0405

農地を貸したい人、借りたい人へ

【農業委員会】県農業公社では、公社から農地を借りたい人を募集しています。公社を通じた農地の貸し借りは、農地所有者、借主の両方が安心できるほか、さまざまな利点があります。
 農地を貸したい人の相談にも乗ります。詳しくは公社ホームページ(<http://www.i-agri.or.jp/>)に掲載しています。
 ◆問い合わせ…町農業委員会(内線539) びー☎00-0539

就農相談会を開催します

新規就農を希望する人や職業としての農業に興味がある人を対象に、就農相談を開催します。参加は事前申し込みが必要です。
 ◆日時…7月11日(土)午前10時～午後3時
 ◆場所…宮古地区合同庁舎(宮古市五月町1-20)
 ◆申込期限…7月10日(金)
 ◆問い合わせ・申込先…宮古農業改良普及センター(担当:早川) ☎0193-64-2220

自動車事故被害者を救済

自動車事故で重度の後遺症が残った人や、亡くなった人の家族を救済するため、次のような制度があります。
 ◆交通遺児等育成資金制度
 ・貸付金額…月々2万円(一時金として15万5千円交付)
 ・対象…0歳から中学3年生までの交通遺児
 ・返還方法…20年以内の均等払い(進学する場合は返還猶予があります)
 ◆介護料支給制度
 ・支給資格…自動車事故が原因で重度の後遺症が残ったため、常時または随時の介護を必要とする人
 ・介護支給額…月額29,290円～136,880円(障害の程度、介護に要する費用に応じて支給)
 ◆交通事故被害者ホットライン
 ・交通事故に遭い、困っている人に相談先を案内します。番号は ☎0507-000738です
 ◆問い合わせ…自動車事故対策機構 岩手支部 ☎019-652-5101

まだまだ復興がんばっぴゃー いずみの里から善意届く

6月2日、町社会福祉協議会いずみの里は、東日本大震災からの復興支援のために作成販売した岩ばっぴゃーTシャツと同ボロシャツの売り上げの一部を義援金として、伊達勝身町長に手渡しました。



伊達町長といずみの里の皆さん

株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト

(仮称)宮古岩泉風力発電事業 環境影響評価準備書の公告縦覧及び説明会について	
2015.9.1	
事業者名	株式会社グリーンパワーインベストメント
事業所名	(仮称)宮古岩泉風力発電事業
実施区域	岩手県宮古市、下閉伊郡岩泉町
縦覧場所	宮古市役所3階環境課 宮古市川井総合事務所 宮古市新里総合事務所 岩泉町役場4階政策推進課 岩泉町大川支所 宮古地区合同庁舎1階県民ホール
縦覧期間	平成27年7月1日(水)～8月14日(金) (いずれも、土・日・祝日を除く開庁時)
意見書提出方法	環境影響評価準備書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書様式の項目を全て記載の上、意見箱へ投函いただくか、下記問合せ先に、住所、氏名、内容を記載の上、Eメールまたは郵送でご提出下さい。 (電話によるご意見、ご質問はお受けできません。ご了承下さい。)
意見書提出期限	平成27年8月28日(金) ※当日消印有効
住民説明会	<p><岩泉町説明会> 日時:7月16日(木)18時30分より 開場:岩泉町大川基幹集落センター (岩泉町大川字下町117-04)</p> <p><宮古市説明会> 日時:7月17日(金)19時00分より 開場:宮古市役所基幹集落センター (宮古市刈屋第11地割101-17)</p> <p>日時:7月18日(土)14時00分より 開場:宮古市役所川内地域振興センター (宮古市川内第5地割7-3)</p> <p>日時:7月18日(土)18時30分より 開場:宮古市市民体育館シーアリーナ スポーツフォーラム棟 3階 大会議室 (宮古市小山田2-1-1)</p>
お問い合わせ先	株式会社グリーンパワーインベストメント 〒107-0062 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3F TEL: 03-4519-2100 Eメール: miyako-iwaizumi@greenpower.co.jp 担当:仁平